

令和3年1月20日

「第2次新型コロナウイルス感染防止拡大集中対策」延長について

広島県美容業生活衛生同業組合  
理事長 山本 拓治

日頃より組合活動にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

広島県による令和3年1月18日（月）からの「第2次新型コロナウイルス感染防止拡大集中対策」の要請として、事業所の出勤者の割合を「7割を目標として削減」することが要請されています。それに伴い、当組合事務所も事務局の出勤時間及び出勤日数の削減を引き続き行います。組合員の皆様におきましては、多大なるご迷惑をお掛け致しますが、新型コロナウイルス禍において少しでも感染者を削減していくことが各組合員の営業にも繋がっていくことと考えていただき、ご不便をおかけ致しますがご了承いただきますようお願い申し上げます。

記

◆集中対策延長期間

令和3年1月21日（木）～令和3年2月7日（日）

◆事務所対応日

別紙参照。また出勤日・出勤時間であっても担当業務の事情で即日対応できない場合や状況によって突然出勤日・出勤時間に変更になることをご了承ください。事務局には引き続き下記の指示を出しております。

- 出勤になるべく公共交通機関を利用しない。やむをえず公共交通機関を利用する場合は時差通勤とする。
- 出勤時間は完全休業日・定休日を除き7～5割程度とする。

◆その他

2月7日以降の国もしくは県・市の新型コロナへの感染対策によっては、当組合独自の判断により「新型コロナウイルス感染防止集中対策」を延長することも検討致します。ご了承ください。